諮問日：平成２９年２月９日（平成２８年度（情）諮問第１９号）

答申日：平成２９年３月１７日（平成２８年度（情）答申第２３号）

件　名：東京高等裁判所における立件取消しに関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「立件取消に関する文書（基準，処理方法，規則など）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，原判断庁が平成２８年１０月３日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

現に立件取消しに関する事務を執り行っており，苦情申出人自身も立件取消しに関する司法行政文書を提出しているし，司法統計上も反映されていると考えられ，作成又は取得していないとする理由は不合理である。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

１　最高裁判所の考え方

原判断においては，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが，当該判断は相当である。

２　理由

東京高等裁判所の説明によると，本件開示申出に係る文書については，「立件した事件について，それを取り消す際の規範となる文書」と特定したとのことであるが，本件開示申出に係る申出書の記載に照らし，上記の特定は合理的である。

そして，立件取消しとは，裁判部において，ある申立書らしき書類を事件簿に登載することによって立件したが，後日，裁判事務を行う裁判所として応答すべきものではなく，立件すべきではないことが判明した場合に，当該立件を取り消すものであり，立件取消しを行うかどうかは個別の案件ごとに判断しており，立件取消しには様々なケースがあり得ることから，「立件した事件について，それを取り消す際の規範となる文書」を，東京高等裁判所が司法行政文書として作成し，又は取得していないことも合理的である。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　平成２９年２月９日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同月２０日　　審議

④　同年３月１３日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件開示申出は，苦情申出人が，東京高等裁判所に対して，本件開示申出文書の開示を求めるものである。

原判断庁は，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示としたところ，苦情申出人は，そのような理由は不合理であるとして苦情を申し出たが，最高裁判所事務総長は，原判断が相当であるとしている。

そこで，原判断の妥当性について検討する。

２　最高裁判所事務総長の説明によれば，立件取消しとは，裁判所の裁判部において，提出された書類を事件として立件したが，後日，立件すべきではないこ

とが判明した場合に，当該立件を取り消すことを意味し，立件取消しを行うかどうかは，個別の案件ごとに判断されるべきものであるとのことである。

そうすると，立件取消しは，その性質上，処理方法等について一般的な基準等を定めることになじまないものと考えられる。したがって，東京高等裁判所において，そのような一般的な基準等を定めた文書を作成していないというのは合理的であり，これを取得することも考えられないのであって，東京高等裁判所においては，本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

3　以上のとおりであるから，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした原判断については，東京高等裁判所においてこれを保有していないと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　久保　潔

委員　門口　正人